

Title	J.-P. Charmeil, Les Tresoriers de France, a l'epoque de la Fronde-Paris
Sub Title	
Author	宮崎, 洋(Miyazaki, Hiroshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1967
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.40, No.1 (1967. 7) ,p.158- 162
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	批評と紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19670700-0158

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ては寺院の医僧が診療に当たつたので、仏事と同じく投薬・湯治の日数も七日単位としてきた長い習慣によるもので、この単位は温泉での湯治、自宅の薬湯治療でも同じである。これはわが国沐浴史上、見のがしてはならぬ大切なことである。」(八四頁)など、教えられる所が多い。

その他、その由来が古い別府鉄輪蒸湯かねづちについて「もとは男女混浴で、みだらなこともあつて、薬師如来の怒りにふれて、忽ち石室の蒸気が止り、室内が冷えてしまつて大さわぎとなり、管理の寺僧(湯維那)の斉戒読経で、数日後漸く温気を復することができた。」(一六三頁)とあるが、これは混浴に於ける古くからの一種の禁忌かとも思われるが、これに類する例が他にもあるのか否か、著者にお尋ねしたい。

その外、二、寺院と浴室 三、入浴と伝承 四、施浴 六、足利時代の風呂釜値段と湯屋新築用材 十、薬湯 十一、温泉など夫々面白く、教えられる所が多く、十二、浴中の利用以下の著名人物の逸話も興味深い読物になつている。

著者によれば、こゝに書かれたものは、蒐集資料の一部に過ぎないとのことである。分量といふ、項目のたて方などにも種々の制約があつたことゝ推察されるが、筆者に希望を述べさせてもらうとすれば、著者が最も得意とされる部分に(例えば五章など)重点を置いて、分量に制約を受けることなく、続篇が書かれることである。この分野の研究も近年かなり着実な進展を示してはいるが、方法的にも資料的諸種の制約の上からみても多くの困難が

みられる。著者のように多年原史料に直接当つてこられた練達のいわばヴェテランの方が、今後引続き成果を発表されることを期待し、御加餐を切に祈るものである。

J.-P. Charmeil, Les Trésoriers de France

à l'époque de la Fronde—Paris, 1964, pp. 592

宮 崎 洋

絶対王制機構の特徴の一つである官僚制は規模と実力の点で強大だつたから、有力な官僚も少くなかつた。ここに紹介するフランスの *trésoriers de France* (以下 *trésoriers* と略) もその一員と考えられている。しかし、彼らの実態は著者が述べている如く過去において研究が皆無と言つて良い程少いだけに不明確であつた。本書はこの *trésoriers* の全体像を一七世紀中葉の時点で把握することが主眼であるが、結果としてフロンドの乱(一六四八〜五三年)の一側面を明らかにしている。以下次の如き順序である。

- (一) 沿革
- (二) 如何なる方法で *trésoriers* になつたか?
- (三) 何故 *trésoriers* になつたのか?
- (四) *trésoriers* の職務
- (五) *trésoriers* と関連当局との関係

結 語

一
1) *trésoriers* は Philippe IV le Bel の時代まで一人であったが、一五五七年の売官制導入、七七年の *bureaux des finances* (以下 *bureaux* と略) 機構の設定等に伴い増加した。著者の作製した表(一六頁)によると一六四九年現在 *bureaux* 数二四、*trésoriers* 数四五七人であった。

二

(2) 会計検査院《*Chambres des comptes*》の規定によると *trésoriers* 就任の希望者の家系は徴税請負い人の家系以外ほぼ承認された。しかし、*trésoriers* 官職は高価だったから、実際には社会的出自が狭かつたらしい。ナントの勅令以来一時プロテスタントの就任も多かつたが、一七世紀中葉には減少した。次に彼らの就任年令資格は二五才で、法律の学位を必要としなかつたが、学位修得の気運が強くなり、四九年の *Dijon* の *trésoriers* の四分の三が学位を所持していた如く、学位修得者が増加傾向にあつたと考えられる。規定には更に就任当初から他の公職を兼任していないこと、将来も徴税請負い人の家系と婚姻を結ばないこと等が盛り込まれていた。

(3) 前項の要件を充たした就任希望者は先ず *trésorier* 職を国王・*bureau*・元保有者(保有者の指名した代理人)のいずれかから購入せねばならない。その価格の一例を著者の作製した表(三

三頁)から紹介するなら、一五五七年にパリ・Rouen・Lyon の各 *bureau* の *trésorier* 価格は二五〇〇〇リール(以下 I. と略)であったが、一六二六年には八四〇〇〇、七二〇〇〇、六五〇〇〇 I. と各々差がついている。次に彼は官職特許状《*lettres patentes de provision*》を国王に申請し、受取り日に *chancelier* の前で国王への忠誠を誓うが、地方では有力な委任官僚、例えば高等法院の *premier président* がその代理をした。

(4) 前項の次に就任希望者は各人の属する *bureau* を管轄とする会計検査院の承認を得ねばならないが、その手順と方法においてかなり複雑であった。今ここに細述する紙面を持たぬが、要するに検査院は彼の経歴、素行等を調査し、関係問題の口答試問を行つて就任の諾否を審議決定するのである。

三

(5) *trésoriers* 職の特権としては先ず名誉上の称号 *chevalier*。一四世紀以来創設の古い若干の *trésorier* 職はこの称号を与えられたが、その後他の *trésoriers* も勝手に自称し慣習化した。しかし、一七世紀中葉の彼ら全員がそれを使用したか否かは不明である。次に貴族の称号。当時彼は最高諸法院官僚と同様、その官職に就いている限り貴族と同等の特権を保持していた。この特権は一代限りの貴族《*noblesse à vie*》であつたから、世襲貴族《*noblesse héréditaire*》となつたのは父子二代に渡つて *trésoriers* につき、父が二〇年以上在職したことを証明する *lettres d'hon-*

neur を得るか、在職中に死亡するかのいずれかが条件であつた。一方、彼は *commitimus* 権を附与され訴訟を普通裁判所とは別の、例えば高等法院の *Requêtes du Palais* で審理してもらへたし、最高諸法院・三部会・国王の公式行事等に列席を許されていた。

(6) 次に財政上の特権の第一は官職収入で二五〇〇*l.*の *gages* が基礎となるが、三五年にパリ・Lyon 等は三五〇〇*l.*、Bordeaux・Toulouse 等は三〇〇〇*l.*、Aix・Dijon 等は二五〇〇*l.*と格差が設けられた。これに追加 *gages* や各種手当、例えば年二〇八回の出勤に支払われる出勤手当《*droits de présence*》三二二*l.*等を合計すると、五五年当時中級 *trésorier* の年額平均収入は四四四七*l.*であつた。一方、特権の第二は各種諸税の免除である。彼は軍役、直接税(タイユ税)、間接税(消費税)等を免除された外、地域的な諸税、例えば *octroi* 税を免除された。これらの免除中特に塩税免除《*franc sale*》は彼の経済的負担を軽減した。

(7) 彼には(5)、(6)の如き特権の反対給付が課されていた。職務上では年間最少限三ヶ月分の時間、勤務に就く義務と毎年担当区域を巡察し下僚の職務や住民生活の実情に通じる義務。官職上では年税《*droit annuel*》支払いの義務。この年税はたとえ辞職後四〇日以内に保有者が死んでもその官職を後継者に世襲させ得るためのもので、九年目毎に官職価格の六〇分の一を払う。丁度四八年が年税徴集年度で、彼は官職査定価格に基づきそれ(同じ官

職でも査定価格に格差があつたので年税もまちまち)を払つた。例えば Dijon では査定額二四〇〇〇*l.*、年税四〇〇*l.*、Caen では査定額三〇〇〇〇*l.*、年税五〇〇*l.*であつた。一方、彼の職責も反対給付であつたから、それを汚す犯罪は国王への忠誠に反すると見なされ官職を剝奪された。

(8) 官職序列上の順位は官僚制が小規模であつた頃(ほぼ大臣級)だつたと言われているが、一六世紀以来中央官僚群から除外され地方に分散配置された結果、地位自体昔日程でなくなつたが、地方有力者にとつての就職口とその中央進出の道になつた。著者は *trésoriers* を通じて上層官僚名門を形成した五一家名とその出身 *bureaux* 名を上げている(一四五―六頁)。例えば、Amiens の *bureau* からは D'Aguessseau 家と Trudaine 家が出た如く。

四

(9) 彼の最も重要な権限は徴税権であつた。附属税を加えると国庫財源の半分以上を占めるタイユ税を例にすると次の如くである。タイユ税が不動産収入に課される地方では毎年七月 *Conseil du roi* が翌年度徴集タイユ税額を通知してくると、各 *bureau* は各 *election* に一人の *trésorier* を割当て、経済状態を調査させる。彼は調査の後納税可能額を推定し、タイユ税の割当計画を作成する。この例から明らかな如く要するに徴税割当が彼の権限で税金の出納は権限外であつたのだ。実際にそれを扱つたのは彼

の下僚の会計官で、それに対し彼は就任手続・仕事の指示・会計監査等の権限を保持した。

(10) 又、*domaine* と道路に関する諸権限がある。*domiane* は旧制度下独特の語で、国王直轄地・その地にある国王の所有物、例えば城館の如き建築物・その土地（河川と湖も含む）から上る一切の権益等を総括したものを意味する。この *domaine* に関する彼の権限はその権益監視、その地の住民に課す諸税、例えば、*cens* や *lods et ventes* を下僚に徴集させる指示等である。次に道路に関する権限は地方と地方を結ぶ幹線道路・各 *bureau* 所在地相互や *bailli* 所在地相互を結ぶ国王道路・国王裁判の予審権が及ぶ地方の公道等における改修、維持、新路線の決定権と都市建築物の規制権限等である。

ところで、旧制度下では行政権と司法権が分離していなかったから、各行政官庁は当該行政に関する司法権を保持していた。彼は二七年の勅令により *domaine* と道路に関する司法権（罰金二五〇^{l.}までの係争は最終審、上訴は高等法院の権限）を保持していた。

五

(11) 同一 *bureau* の *trésorier* 相互は強固な連帯感で結ばれていたが、例えば国王が特定の *trésorier* にある権限を委任したりすると、その委任に特別報酬と魅力的な称号《*conseiller du roi en ses Conseils d'Etats et privé*》が附くので、彼は同

僚の激しい嫉妬を受け、そこから対立や派閥も生じてくる。例えば四八年 *Limoges* の *bureau* では伝統的な諸権限と全体の利益を守る一派と何かにつけ王権に協力する裏切り派《*faux-frères*》とが形成された如く。一方、彼は所屬 *bureau* を通じて全国の同僚と精神的に連帯していた。それは対外的に共通な利害と威信が伝統的に育んだ精神で、例えば五〇年 *Riom* の *trésorier* が殺害された際全国の *trésoriers* が団結して犯罪者に見せしめの刑罰を要求した如く損害や圧力に対して発揮された。

(12) *bureaux* と諸官庁の關係は権限が錯綜しているので複雑だった。本書はそれにかなりスペースを当てているが、紙面の關係上紹介を *intendants de justice, police et finances* (以下 *intendants* と略) との關係にのみ絞りたい。

さて、*intendants* は三四年以来 *bureaux* の税割当権限を侵害し始め、四三年にその権限の実質を奪う一方、四五年には、*domaine* と道路の裁判権剝奪を *bureaux* に予告した。それ故、*trésoriers* 職廢止の脅威に晒された *bureaux* は *intendants* に対し不満で、パリの最高諸法院と共に *intendants* の廢止を強く王権に要求した。その結果、王権は四八年妥協策にでて、*intendants* の廢止地区と殘存地区を設け、廢止地区では *intendants* に代る官僚 *maîtres des requêtes, intendants des finances, intendants d'armée* 等を創設した。彼らは *intendants* の諸権限を分散附与された官僚なので、巡察・タイド割当・軍隊宿泊税割当等の権限をめぐって各地の *bureaux* と

対立した。一方残存六地区で *intendants* は国境地帯を理由に軍事行政にのみ専心したが、権限上重複する軍隊宿泊税をめぐって三地区の *bureaux* と対立した。かくして *bureaux* の懸念が去らぬまま五三年にフロンドの乱が終結すると、王権は *intendants* の再建に着手し、*bureaux* のそれが現実となった。

以上の結果、本書の結論《フロンド期の *trésoriers* の性格はその名称に反して会計官ではなく行政官であった》はフロンドの乱とも重要な関連を持つ。何故なら、本質的には行政権をめぐる王権と既存の行政官僚大系との対立であったこの乱の序幕、所謂《高等法院のフロンド》において、*trésoriers* が高等法院官僚らと共に反王権の姿勢を積極的にとつた理由が本書の結論によつて領けるからである。

ところで、本書の如き大著は、著者の目的とすることとわ別に貴重な点を多々明らかにした。ここでは諸成果を逐一検討する紙面がないので、筆者に関心の深い一例を紹介して本稿を終りたい。既に(8)で述べた如く本書は *trésoriers* 職が地方有力者の上層官僚への上昇の一つの道となつていたことを明らかにしたが、この点は従来《Mousnier, R. *La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII*. 1945. p. 519》によつて Normandie 地方で確認されていた。しかし、本書によつて上層官僚名門に上昇した五一家名とその出身 *bureaux* 名(全体で当時二四中)一九を確認し得たので、ほぼ全国的現象たるを証明された。更に、これらの

事実から *trésoriers* の上昇過程と結果の追求も不可能ではなくなつた。筆者が手元の一八世紀パリ高等法院官僚系譜辞典《*Bliche, F. L'origine des magistrats du parlement de Paris au XVIIIe siècle (1715~71)*. *Dictionnaire généalogique 1956*》で調べたところ、五一家中一五家はパリ高等法院官僚の名門に上昇していた。例えば Amiens 市役員から三九年同地の *trésorier* となり五八年パリ高等法院に進出した D'Aguesseau 家、Le Mans 市役員から三七年 Grenoble の *trésorier* となり五四年パリ高等法院に進出した Le Pelletiers 家等は一八世紀に法服貴族中最も著名な家系に成長していた。

執筆 者 紹 介

中山一義	慶応義塾大学文学部教授
陳 荆 和	香港中文大学高級講師
三木雄介	慶応義塾大学言語文化研究所 客員所員 大学院博士課程終了
富田 功	カトリック教会神学生
中井信彦	慶応義塾大学文学部教授
高橋正彦	国 専任講師
太田次男	同 斯道文庫助教授
宮崎 洋	同 大学院博士課程
会田倉吉	同 塾史編纂所主事